

# 住宅扶助引き下げで現行基準が適用できる例外措置の周知について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。
0	愛知県	国による生活保護基準改定に伴う住宅扶助の見直しについては、査察指導員を対象とした会議等の場において、当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住宅等に居住することが認められる場合に経過措置を適用することができる旨説明をしております。
1	名古屋市	平成27年7月1日から施行している住宅扶助基準の見直しのうち、基準改定に伴う住宅扶助の限度額の減額となる対象世帯に対しては、各実施機関より、例外措置を含めて個別に丁寧な説明を行い、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいるところです。
2	豊橋市	影響を受ける生活保護世帯に対しては、通知や家庭訪問を実施しています。引き続き、生活保護受給者の生活状況と転居意思等を確認しながら支援を実施していきます。
3	岡崎市	生活保護法に基づき適正に実施します。
4	一宮市	法に基づいて適正に事務処理を行っています。
5	瀬戸市	対象者には面談を行い説明しました。
6	半田市	当市におきましては、18世帯が基準改定に伴う住宅扶助引下げの影響を受けており、該当世帯に対しては、基準改定の周知をするとともに、経過措置適用の可否及び期間を郵送にて通知しております。また、例外措置につきましては、該当世帯の生活状況を個別具体的に検証し、適用の可否を判断し対応してまいります。転居につきましては、被保護世帯と十分な話し合いをし、当事者に不利益が生じないよう努めてまいります。
7	春日井市	基準改定に伴う住宅扶助の限度額改定についてのお知らせを平成27年6月24日付けで被保護世帯に案内しました。経過措置の適用については、個々のケースで助言指導を行っています。
8	豊川市	今回の見直しにより住宅扶助が削減となる該当世帯には、個別に対応する中で、転居の可否については、現在の生活状況等を踏まえたうえで、転居が困難と判断した場合は、特別基準を適用するよう柔軟な対応をしていきます。
9	津島市	基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、対象世帯に通知文書を作成し、担当ケースワーカーが直接制度の説明を行いました。その為、例外措置の適用や転居指導の適用など、被保護者に理解を得て対応しております。
10	碧南市	住宅扶助引き下げの影響を受ける生活保護受給者へは、担当現業員から連絡し相談を開始しており、生活保護法による保護の基準及び実施要項を適正に施行することにより、不当な減額等は発生しないものと考えます。
11	刈谷市	住宅保護基準の見直しにつきましては、担当ケースワーカーが該当世帯1件1件に対し家庭訪問をおこない、住宅扶助基準の見直し内容について詳細に説明をおこない、相談に乗っております。また、その世帯にあった転居先を受給者と一緒になって検討し、スムーズな転居がおこなえるよう支援しております。
12	豊田市	
13	安城市	全世帯への周知はせず、該当する世帯に個別に対応することとします。
14	西尾市	例外措置について全世帯への文書による周知は実施していませんが、該当すると思われる世帯については、個別に事情を聴取し、対応してまいります。転居に際しては、転居先や転居物件について、転居者が自ら選定するようにしています。
15	蒲郡市	貴重な意見として、お聞きいたしました。
16	犬山市	住宅扶助引き下げの対象となる世帯に、ケースワーカーが個別に周知し、本人同意の上での転居指導をおこなっています。
17	常滑市	投資において引き下げの影響があるのは2人世帯の方のみであり、その中でも影響が出る方は数世帯のため、該当世帯には直接口頭にて周知しました。

18	江南市	生活保護法による実施要領に基づき、ケースワーカーが各世帯に対して、見直しのあり方と考え方について解りやすく説明してまいります。そうしたなかで、世帯の生活状況を考慮し、「個別の事情による配慮措置」や「居住の安定に配慮した経過措置等」を適宜適用し、生活の維持に支障が生じないよう適切な対応に努めてまいります。
19	小牧市	基準改定による住宅扶助の引き下げについて、生活保護世帯への文書の送付等は実施しませんでした。引き下げの対象となる全世帯について家庭訪問を実施し、例外措置や経過措置についての説明を実施しました。当事者の意に反した転居の勧奨を行うことはありません。
20	稲沢市	住宅扶助の基準改定について、全世帯に周知し、例外措置該当世帯には家庭訪問等で説明してまいります。また、転居等については、被保護世帯が転居先を選定して転居するよう努めてまいります。
21	新城市	今回の基準改定で住宅扶助の給付が減少する2ケースについて、自立助長の観点から個々の状況に応じて経過措置の適用を検討し、適切に対応しました。
22	東海市	住宅扶助の対象者の方については、内容の説明をさせていただきました。福祉事務所としても、家賃基準が下がったことによる強引な転居指導を押し進めるつもりはございません。受給者の方が納得する手法をお互い模索し、条件の合う形で解決していきたいと考えております。
23	大府市	被保護者に対して、制度改定の趣旨や例外的措置の適用について周知を図るとともに、国の方針に従いながら個々の実情に応じて転居指導を実施します。
24	知多市	対象となる世帯を現業員が訪問し、住宅扶助の引き下げについて説明をしました。現行基準が適用できる例外措置についても説明をし、当事者の意思を確認したうえで例外措置を適用していきます。
25	知立市	該当する保護者へは、施工前に確認を行い、現在の状況、転居の意向を聞き取り、対応させていただきました。転居に際しては、ご自分で探していただき、基準愛のものを許可させていただきます。
26	尾張旭市	住宅扶助の基準改定により影響を受けた該当世帯に対し、改定内容、経過措置についての説明を実施しております。また、やむを得ず転居が必要な世帯が生じた場合は、転居先等を当事者と相談しながら適切な対応に努めてまいります。
27	高浜市	すべての生活保護世帯には周知していませんが、減額の対象となる世帯に対し、現行基準が適用できる例外措置があることについて口頭で説明しました。契約更新がない、転居困難な理由がないなど、例外措置に該当しない減額世帯もありましたが、本人に転居の意向や減額後の生活維持の可否について確認したところ必要に応じて対応してまいります。
28	岩倉市	受給者には高齢者も多く、文書でお知らせするのではなくケースワーカーが担当地域の該当者をリストアップし、個別に転居に関わる手続き等支援していきます。
29	豊明市	訪問時に改正について周知していきます。文書等による周知は検討していきます。
30	日進市	該当する世帯に周知、相談を実施して事務を行ってまいります。
31	田原市	引き下げに該当する物件にお住まいの被保護者はいないため、被保護者に無駄な不安を与えぬよう周知は行いませんでした。
32	愛西市	陳情の趣旨を理解し、適正な生活保護の実施に努めます。
33	清須市	転居が必要な世帯については、個別に例外措置を含めた説明をしております。転居先については、本人に住宅扶助基準内物件を決めてもらいます。
34	北名古屋	今回の住宅扶助引き下げは、一部の受給者が対象であるため該当の受給世帯に対し周知をしている。
35	弥富市	住宅扶助の引き下げについては、全生活保護世帯に文書を送付し周知しました。また、経過措置の適用により基準改訂後、すぐに生活へ支障が出ないよう配慮しました。
36	みよし市	
37	あま市	今回の基準改定については、影響を受ける世帯には訪問面接を、他世帯には通知を行うことにより事前周知を図るとともに、各世帯の状況に応じ適切な対応に努めております。
38	長久手市	国の定めた基準に基づき、適切に対応しています。また必要に応じて対象世帯への説明を行うなど周知に努めます。

39	東郷町	福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと対処します。
40	豊山町	関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応していきます。
41	大口町	基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて対象になる世帯は、1世帯2人ですので生活保護費の支給日に対象世帯に対して丁寧に説明しますので、現行基準が適用できる例外措置について記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付する予定はありません。また、当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は考えておりません。
42	扶桑町	お知らせ文書については、考えておりませんが、当事者の意に反した勧奨は致しておりません。
43	大治町	実施機関である県事務所が保護決定を行っており、対応しています。
44	蟹江町	県の指導のもと、適切に事務をすすめています。
45	飛島村	海部福祉相談センターと連携を図り行う。
46	阿久比町	周知については、福祉事務所(県)と連携を図っていきます。意に反した物件の勧奨はしておりません。
47	東浦町	本町は福祉事務所を設置していないため、県福祉事務所が該当する生活保護世帯に通知を送付しています。
48	南知多町	受託扶助を受給している(する)方については、本人に説明を行っている(県)。
49	美浜町	福祉事務所を持たない本町では、県が実施しています。
50	武豊町	関係法令に基づいて適切に対応してまいります。
51	幸田町	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
52	設楽町	県担当部局と連携を取りながら事務をすすめます。文書通知については、対象者が理解しやすい文面などを考慮しながら努力します。
53	東栄町	県の福祉事務所と協議し、対象者には文書での周知を行います。居住地の選択は、本人の意向を尊重しております。
54	豊根村	愛知県の福祉事務所の管轄ですが、連携を図りながら事務をすすめます。